

4初教科第72号
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
安井順一郎

(公印省略)

令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和5年3月31日付け4文科初第2729号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するよう、採択事務処理等（需要数報告事務処理も含む）に係る必要な情報を取りまとめ、以下のポータルサイトを新設したことから積極的に活用されたい。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1. 各学校段階における令和5年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができる。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

①小学部

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。

②中学部

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、下記の（5）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(4) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(5) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定により、教

科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができる。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用の一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- （ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- （イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。
- （ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- （エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
- （オ）別途送付している「令和5年度用一般図書契約予定一覧について」（令和5年2月22日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、供給可能であるかどうかを、令和5年度中に、十分に確認しておくこと。

なお、令和6年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2. 採択に当たっての留意事項について

（1）教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前

年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。またその際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めて差し支えない。

(3) 採択する際の検討の在り方について

①学習者用デジタル教科書の考慮について

- 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
- 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

②ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。
- 各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

（教科書発行者による取組の例）

- ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、

模様を付けたりする。

○レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（令和5年3月31日付け4文科初第2729号文部科学省初等中等教育局長通知別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和5年度においては、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保につい

て」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参考すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和4年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

(2) 高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

(3) デジタル教科書の見本について

小学校英語においては、デジタル教科書を採択時の考慮の一事項することができるのことから、来年度の5月上旬頃、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定であること。その際の留意事項については、別途通知することとなる。

(4) 編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で以下のURLに掲載しているので、採択事務処理を行う際には参考にすることができる。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること（令和5年度は4月下旬頃に更新予定）。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

(1) 教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ（※）においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

（※）文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

(2) 令和5年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、6月14日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催す

ること（令和5年文部科学省告示第13号）。

(3) 出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第9条により、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

(4) その他教科書展示会について

法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

(5) 教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. 需要数報告について

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握すること。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途7月頃に送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用的教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用的教科書（同第2部掲載）は異なるため、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、隨時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和5年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	◎				◎				◎
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検定	◎	◎				◎			
	採択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎	
		採択			△	△			△	
		使用開始				○	○			○
	主として 中学年用	検定			◎	◎			◎	
		採択				△	△			△
		使用開始	○				○	○		
	主として 高学年用	検定				◎	◎			◎
		採択	△				△	△		
		使用開始		○				○	○	

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。